

大崎出張所だより

大崎出張所は、鳴瀬川・江合川・多田川・新江合川の河川管理を行っております。

第44号_令和8年2月3日

本年もよろしくお願ひ申し上げます。

不法投棄が絶えません！！



江合川にある白鳥公園に大量に置かれたもみ殻。割れた陶器類の不法投棄も発見。



鳴瀬川（三本木地区）では建設資材の投棄を確認。警察と現場確認をしました。



多田川（師山地区）ではタイヤ6本の不法投棄を確認。警察へ通報しました。

！！不法投棄は法令違反です。絶対に捨てないでください！！

1月9日（金）職員によるUAV操作訓練に参加しました。
（マルチコプター）

ぼくのことだよ



災害発生時や河川巡視に活用するため、航空法などの関係法令、東北地方整備局におけるUAVの運用、UAVの取扱い、安全に関する事項、実技操作などを学びました。

- ・災害発生時：地上から被災状況の確認が困難な場所の調査等。
- ・河川巡視：水深が浅い場所や樹木で遮られた場所など、地上や船による巡視では確認が難しい箇所の調査等。

石巻圏域合同パトロールに参加しました。

1月19日（月）職員、工事監督支援、維持業者2者で参加しました。

現場内の保安設備状況や安全管理体制等について点検を実施し、現場での点検終了後には「良い点」、「改善点」について意見交換会を行い、事故防止意識の向上を図ることができました。

大崎出張所管内でも定期的に安全講習会を実施しています。今後とも安心・安全な工事現場となるよう取り組んでまいります。

引き続き河川工事の実施についてご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

安全+第一



川や堤防の異常・変状などを発見されましたら
お手数ですがご連絡ください。

北上川下流河川事務所の公式SNSもぜひご覧ください。

《お問い合わせ》

国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所
大崎出張所

〒989-6111 宮城県大崎市古川鶴ヶ埵字鶴田154-3

TEL 0229-22-0336 FAX 0229-22-4695

北上川下流河川事務所ホームページURL: <https://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/>

北上川下流河川事務所HP



facebook



You Tube



～ 昨年の様子 ～

水質事故対応講習会に参加しました

10月28日(火)に鎌田記念ホールの駐車場及び近傍の水路にて実施された水質事故防止講習会に参加しました。

大崎出張所からは職員の他、現場技術員、河川巡視員、管内の油事故の際にオイルフェンスの設置等をしていただく北上川下流河川大崎管内維持工事(金原土建)、鳴瀬川大崎管内維持工事(丸か建設)に参加していただきました。

油に関する様々な情報取得や処理方法等の実技をデモンストレーションを介して確認することができ、油流出の機会が急増する冬期に備えることができました。



許可工点検を実施しました

河川には水門や堰などたくさんの工作物があります。毎年1回、工作物の管理者と河川管理者が合同で、工作物が適切に管理されているか点検を行っています。

今年は4月の橋梁点検に続き、11月に樋門・樋管点検を行いました。ゲートの開閉に問題がないか、工作物にひび割れなど損傷がないかなどを確認しました。問題があれば補修を行うようにしています。



クマ対策連絡会議に出席しました

11月17日(月)に、宮城県主催の「宮城県大崎地域管内ツキノワグマ対策連絡会議」に出席しました。

今後の被害防止対策について、市町村・県・国が連携し効果的なクマ対策の推進を目的に開催され、当事務所では河川利用者への音声による注意喚起の取組みを情報共有しました。



水難事故防止講座に出席しました

11月30日(日)に、現在、整備を進めている江合川かわまちづくり計画(古川桜ノ目地区)の完成後の水辺利用に向けた取り組みの一環として、大崎広域リサイクルセンター管理棟にて実施された水難事故防止講座に出席しました。

安全な水辺利用(水質事故防止)のための基礎的知識・技術を身につける事を目的とし、行政職員及び河川管理者が講師の先生より講義を受けました。

今後も継続して実技などの講習も行っていく予定です。

＊「江合川かわまちづくり計画」について第31号(R6.9.10発行)にて掲載しています。



銘板の盗難がありました

11月10日(月)北上川下流河川事務所が管理している堰の管理橋である桑折江大橋(大崎市三本木桑折地先)から、橋の銘板4枚が盗難に遭っていることを確認しました。北上川下流河川事務所では警察と立ち会いを行い、監視及び盗難防止措置の強化に努めます。

翌日、11月11日(火)に北上川下流河川事務所管内に架かる橋の銘板について緊急点検を実施しました。対象84橋梁の内、3橋梁で銘板12枚の盗難を確認しました。

なお、各管理者には情報共有をしております。

公共施設の損傷(落書き)や盗難が発見された場合、管理者として警察に連絡し被害届を提出して再度防止に向けた対応を行いますので絶対にやめてください。

